

平成23年5月12日

一橋大学 国際・公共政策大学院 公共政策セミナー

我が国の官民連携ファイナンスの動向と今後の方向性について

～官民連携ファイナンスが機能するために何が必要か～

株式会社 大和総研
金融・公共コンサルティング部
内野 逸勢

はじめに(本日の論点)

- これまでの社会資本整備への民間活力の活用

- 第3セクター等(2009年3月末時点:総務省):法律上明確な定義はない。以下の分類(数)となっている。合計8729社。

- 出資総額は6兆3877億円(地公体等出資は4兆2515億円)。赤字法人は2787社(全体の37.5%)。

- 長短借入金・社債残高は総額で16兆8625億円。債務超過は409法人。

- 地公体財政支援:補助金の交付総額5977億円(3225法人)。貸付金4兆6575億円(985法人)。損失補償2兆6477億円(549法人)。債務保証7兆4784億円(1232法人)。

- フロー面では毎年の財政支援が重い財政負担。ストック面でも出資金、貸付金といった「隠れ負債」で大きな負担。

- 会社法法人(3672)及び社団・財団法人等(3863):公と民が共同して資金を拠出することにより成り立つ事業体。地公体が出資・出損+地公体が財政的な支援(=補助金、資金の貸付、損失補償)を行っているもの

- 地方三公社(1150):各種の法律に基づき設立される公共からは独立した法人格を有する法人+地公体が設立主体。地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

- 地方独立行政法人(44)

- PFI法の成立(1999年7月):「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(=PFI法)

- プロジェクト・ファイナンスによる資金調達に適した手法。公共セクター、事業主体、事業主体の親会社、施設の建設者、運営及び管理者、金融機関等の事業関係者間において、厳密なリスク管理体制の構築が必要。安定的な事業CFの創出。

- 新PFI法(2011年3月):法案が閣議決定(特定事業の範囲拡大。事業権の設定)

- 社会資本整備の民間活力の活用(=官民連携ファイナンス)がうまく機能しない理由は何か?

- レベニュー債はなぜ実現しないのか

- 官民連携ファイナンスとしてみたPFI事業

目次

session 1

レベニュー債はなぜ実現しないのか

- 4 膨張を続ける国と地方の債務残高あと5年は大丈夫、か
- 5 資金循環構造における結節点の交代
- 6 官民連携ファイナンスによる地域完結循環構造
- 7 レベニュー債が実現しない理由その1ー共通の尺度がないこと
- 8 行政キャッシュフロー計算書
- 9 都道府県及び政令指定都市のキャッシュフロー分析指標
- 10 (参考)新地方公会計と健全化指標の関係
- 11 レベニュー債が実現しない理由その2ー暗黙の政府保証
- 12 キャッシュフロー分析指標と市場利回り
- 13 レベニュー債が実現しない理由その3ー親団体の実質的な債務保証
- 14 繰入金額の定額化

session 2

官民連携ファイナンスとしてみたPFI事業

- 16 官民連携ファイナンスとしてみたPFI事業
- 17 PFIの論点
- 18 F市・民間事業会社の事例にみるPFIの再評価と課題
- 19 F市・民間事業会社におけるPFI事業の積極面
- 20 PFI方式を選ぶにあたっての判断基準
- 21 PFI法改正案～コンセッション方式の導入

session 3

参考資料

- 23 みちのく有料道路モデルの「レベニュー債」
- 24 水道事業における官民連携モデル
- 25 事業譲渡方式